

## 福岡県固定電話防犯機能付加サービス事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡県固定電話防犯機能付加サービス事業補助金（以下「補助金」という。）については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、ニセ電話詐欺被害を防止するため、固定電話の防犯対策として防犯機能付き電話機器の普及促進を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 固定電話通信事業者

固定電話の電気通信サービスを提供する事業者

(2) ニセ電話詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺の広報用名称

(3) 防犯機能付き電話機器

ニセ電話詐欺の被害防止のために有効な「事前警告」・「自動録音」・「注意喚起」・「着信拒否」の防犯機能のうち、いずれかの機能を有した内蔵型電話機、外付け型電話機器及び電話機に組み込むことができるソフトウェアの総称

### (補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象事業者は、固定電話に防犯機能を付加するサービスを提供する事業者とする。

### (交付の除外要件)

第5条 交付の申請をしようとする補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合
  - イ 暴力団員が実質的に運営している場合
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与している場合
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(補助対象経費、補助額等)

第6条 補助事業者が、別表に定める補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事の定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金申請の取下げ)

第9条 交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から30日以内に補助金交付申請取下届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。この場合においては、第15条に規定する実績報告書をもって精算するものとする。

(事業変更等の承認)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がない場合には、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更交付決定の通知)

第12条 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第7号)により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、取消により交付対象事業者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 交付にあたり付した条件、その他法令に違反したとき
- (3) その他この要綱に基づく指示に違反したとき

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、状況報告書(様式第8号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第9号)により知事に報

告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知する。

2 知事は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項補助金の返還期間は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年6月2日から施行し、令和7年度までの補助金について適用する。

別表(第6条関係)

補助対象事業	福岡県内に居住する65歳以上の高齢者を含む世帯に対し、固定電話に防犯機能を付加するサービス事業
補助対象経費	サービス利用料又は初期導入費(外付け機器代を含む。)
補助額	・サービス利用料 1カ月あたり330円(最大6カ月間) ・初期導入費 8,800円(1件あたりの上限額)